

東京都八王子福祉園

I 入所児(者)の状況

1 年齢及び在籍年数

令和7年3月31日時点の入所者における平均年齢は58.0歳で高齢化の状況が続いている。なお、最高齢は男性、女性ともに84歳で、65歳以上の高齢者は43人となっており、全体の37.7%を占めている。また、20年以上の長期在籍者が51人で全体の44.7%を占めており、10年以上20年未満の在籍者が32人、10年未満の在籍者が31人となっている。

2 障害の状況

愛の手帳による障害程度は、1度が27人、2度が83人と最重度・重度の利用者が110人で全体の96.4%を占めている。また、障害支援区分では、区分6が102人、区分5が12人、区分4以下はいない。なお、61人の利用者が身体障害者手帳も所持しており、最も多い障害の内容は肢体不自由で、49人となっている。

II 事業展開の総括

1 感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症については令和5年5月に5類感染症に移行したが、当園においては重症化の可能性が高い方が利用されていることや、クラスター発生に伴うリスクを避けることなどを目的に、引き続き『福祉職のための感染症対応の基礎』等のマニュアルを基に、日常的な感染症予防やPCR検査機器（ID-NOW）等を活用しての検査体制の確立、職員や同居家族等に感染の疑いがあった際の連絡や調整などマニュアルに沿った対応を徹底した。また、職員の新型コロナウイルス陽性が判明した際は、棟の閉鎖対応等に迅速に取り掛かり、園内関係部署と連携しながら対応を行った。なお、八王子福祉園祭や町会との共催である盆踊りなどの大規模なイベントは、感染症対策に基づき開催形態を調整した上で、ご家族や後見人、近隣の方を招いてコロナ禍以前と同規模の形で実施した。

2 質の高いサービスの提供

運営方針に掲げる利用者本位のサービスを追求するため、利用者の願いやニーズを叶えるための「くらしのプラン（個別支援計画）」についてサービス管理責任者のもと内容を精査した。さらに、一人ひとりの意向や障害特性などに沿い、利用者の想いを実践していけるよう取り組むとともに、生活棟と健康推進科間など多職種でより一層の連携を図り質の高いサービス提供を行った。

3 人材育成

強度行動障害研修（基礎、実践）等を始めとする各種研修への参加や、喀痰吸引の資格取得者の養成など、高い専門性を持つ職員の育成に努めた。また、事業団の人材育成方針に基づき、当園のステップアッププランに沿って各職級の育成を実践した。さらに、チューターやチーフ、グループリーダーなど、役割に応じて求められる職責

について、研修等を通じ学ぶ機会を設けた。

4 権利擁護・リスク管理

不適切支援を防止し、権利擁護の意識を高めるため、「虐待防止チェックリスト・改善シート」の実施、虐待等防止研修の内容に身体拘束関連事項を追加、意見交換会の実施、身体拘束3要件のより一層の厳格な適用、棟を横断して課題について話し合う場の開催などに取り組んだ。また、リスクマネジメント委員会を通じ、事故報告の検証や再発防止のための周知徹底、園内の危険箇所等の調査を行うなど、リスク管理に努めた。

5 地域連携

短期入所事業や通所サービス、相談支援事業を通じ、地域の課題に対応し、施設が持っている資源を活用することで、共生社会の中で役割を果たせるよう取り組んだ。また、小田野中央公園まちづくりの会事務局として、地域づくりに貢献した。

なお、一部事業や取組について、新型コロナウイルス感染症等の発生時には、その拡大防止対策を図ったため、事業計画数値を達成できなかったものがある。

Ⅲ 事業実績

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクションⅠ－① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

虐待等防止委員会において、対象利用者の「身体拘束解決に関する支援計画書」に基づき、計画の妥当性や実施状況について協議した。さらに身体拘束の緊急やむを得ない3要件を明示する書式を用い、不必要な拘束を行わない取組とした。また虐待等防止委員会事務局を中心に、権利擁護意識を浸透させるとともに各種マニュアルの見直しを行った。

園独自の研修受講体制として、新任職員と転入職員に対して虐待等防止研修の早期受講を設定した。さらに、新規利用者の特性を把握し共有するために、個別支援計画の作成を入所当月に行うこととした。

虐待等防止研修は年に8回実施し、過去の不適切支援案件を事例として意見交換を行った。さらに、グループワークを取り入れて権利擁護の意識向上を図るとともに、セルフコントロールについて学ぶ機会を設けた。研修では身体拘束についての具体的な事例も学び、所属での支援内容を振り返る機会とした。

事業団の全職員アンケートでは、利用者本位のサービスについて各棟で話し合う場に管理職が同席し、不適切支援を防ぐための意見交換を行った。さらに各棟の状況を把握するため、チェックリスト（不適切支援を減らすための取組）を活用し、各棟の課題について検討する機会とした。

毎月、リスクマネージャー会議を開催し、事故報告及びヒヤリ・ハットの検証を行うとともに、各棟会議などで、ヒヤリ・ハットの検証を行うことで事故防止の早期対策に努めた。なお、ヒヤリ・ハットについては、利用者の高齢化を反映したと思われる転倒の事例の他、行動障害等の特性に起因する他害や器物破損が目立つほか、薬関

係についても400件弱に及んだことを踏まえ、それに伴う対策や注意喚起を行った。

重大事故ゼロ運動として、棟で6か月ごとに重大事故を防ぐための取組をリスクマネジメント委員会を中心に実施した。管理監督者の棟回りなどの関与の充実や経営層の情報共有などの取組を行った。

事 項	計 画	実 績	内 容 等
虐待等防止委員会	4回	4回	不適切な支援・虐待等防止に向けた検討と困難利用者及び身体拘束解決に向けた支援方法の検討
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (対象職員実施)	100% (対象職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修

(2) アクションⅠ-② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和5年度の更なる改善が望まれる点
(ア) さらなるマニュアルの活用に向けて、プロジェクトチームを中心に見直しを進めている。
(イ) 利用者の尊厳の徹底と身体拘束に頼らない支援力向上の取り組みを強化していきたい。
(ウ) コロナ禍で行事を中止し、利用者同士も徹底した感染防止策を守ってきたが、今後感染対策に注意を払いながらの行事の復活が期待される。

令和6年度は以下の取組を行った。

- (ア) マニュアルを身近に感じ、活用が容易になるよう、有効活用に向けて、マニュアル更新PTを中心に、マニュアル内容を更新した。
- (イ) コンプライアンスや人権擁護、虐待等防止の研修を悉皆研修に位置付けるとともに見守り機器のデモ機などを試用し、支援力向上に取り組んだ。
- (ウ) コロナ禍以前の状況と同様に外出や園内外のイベントへの参加を再開し、利用者が安心して楽しめるよう、ベテラン職員が新人、中堅職員とペアになって利用者支援にあたることでノウハウを継承した。

また、令和6年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率100%を達成した。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)	
第三者評価結果	計画100%	実績100%

イ 苦情解決制度の充実

年度初めの家族連絡会において苦情解決第三者委員を紹介し、家族連絡会終了後

に苦情相談の場を設けた。

第三者委員（人数・属性等）	計 画	実 績
2人（元社福施設長・福祉行政経験者）	5回	5回

ウ 利用者満足度調査の実施

園のサービス全般について、11月に利用者満足度アンケートを実施し、利用者の意向・要望を聴取した。今後の利用者サービスの向上に繋げていけるようアンケート結果を生活棟にフィードバックし、話し合いのための情報として活用できるものとした。

実施内容（テーマ）	実施時期
園のサービスに関する意向・要望	11月

（3）アクションⅠ－③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

事業団事務局及び園で定めた個人情報保護及び情報セキュリティ対策に関する各種規程の遵守について、新任、転入職員等へ情報セキュリティ研修を行い、説明を行うとともに、汚職等非行防止月間における自己点検等を活用して職員への注意喚起を行うなど情報漏えい等事故防止を徹底した。

イ リスクマネジメントの徹底

事件事例の集計・分析を月単位や四半期単位で行った。令和6年度の事故・ヒヤリ・ハットの傾向としては、医療支援棟については薬の事故が多い傾向にあり、活動支援棟及び介護支援棟については薬以外の事故が多くなっている傾向があった。前年度と比べ、園全体で薬の事故は微増しているにもかかわらず、薬以外の事故が大幅に減った。各棟で前半期はRCA（根本原因分析）の手法を用いたヒヤリ・ハット検証を行い、後半期はKYT（危険予知トレーニング）の手法を取り入れた実践研修を行った。リスクマネージャー会議やリスクマネジメント委員会等で事故の内容を共有し、検証・討議を行い、事故防止に努めた。

リスクマネジメント委員会を中心に、利用者の急病や単独外出等に対応する訓練を計画的に実施した。また、不審者対応訓練を高尾警察署の協力のもと12月に実施した。

事 項	計 画	実 績	内容等
リスクマネジメント委員会	3回	3回	委員会の体制、各部会の活動方針、各部会の活動報告
緊急通報及び応急手当訓練	56回	延51回	利用者急変時の緊急通報と初期段階の応急手当の訓練
単独外出対応訓練	3回	2回	単独外出者発生時の対応訓練

救急救命訓練	5回	5回	応急手当普及員による応急手当訓練の実施
--------	----	----	---------------------

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症を防止するため、利用者及び職員に対するワクチン接種等を行った。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、『福祉職のための感染症対応の基礎』とそれに伴うマニュアルを更新し、職員に対してマニュアルに沿った対応を周知した。また、利用者と職員の新型コロナウイルス感染症陽性判明後にクラスターとなった際は、経営層による感染対策会議を適宜開催して、対応を職員に周知するとともに、園における行動計画を速やかに作成し、関係部署と連携しながら対応を行った。PCR検査機器（ID-NOW）によるスクリーニングの実施やコロナ用治療薬の投与の仕組みづくり、暴露防止用のPPE（個人防護具）の徹底及び備蓄等の対策強化を行った。

事 項	計 画	実 施	内容等
感染症対策会議	適宜	10回	新型コロナウイルス感染クラスター発生時

（４）アクションⅠ－④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

新型コロナウイルス感染症対策等のため、グループホーム体験利用などに対する制限が続いたが、自立支援棟の2人の利用者については、通所作業所の利用を継続するとともに、ご家族や相談支援事業所等との話し合いの場を持つなど調整を行った結果、地域移行（グループホーム）に繋がった。

八王子市の地域移行促進コーディネート事業ブロック会議に自立支援棟の職員が参加し、地域の社会資源の情報収集を行った。また、相談支援室ポレポレと自立支援棟との間で、グループホームの新規開設などの情報共有を行った。

* 地域生活移行実績

	計 画	実 績
地域生活移行者数	1人	2人

* 地域や他施設への移行に向けた取組

	計 画	実 績
グループホーム見学	2回	3回
介護施設見学	2回	3回

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ－①高い専門性を発揮できる職員の育成（アクションⅠ⑦の再掲）

アクションⅡ－④質の高い人材確保・定着（アクションⅠ⑥の再掲）

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員2人が委員として参加した。園の人材確保検討部会と連携し、4校の学校訪問を計画実施。学校の授業時間をいただき、知的障害者施設での実習についての講義と、事業団のアピールを行った。人材確保育成検討部会にて「既存の職員の定着」と「新規採用職員獲得」についての取組を計画し実行した。採用希望の見学としては11人を受け入れた。

イ OJT推進体制の強化

「目標達成計画書」や「自己チェックシート」を用い、チューターが新規職員との定期的な面談を実施するとともに、チーフ、グループリーダーからの助言を得て、新任研修など園全体で新規職員育成の充実に寄与した。また、チューター連絡会では新規職員の育成状況を毎回共有し、育成上の課題などについて組織的に対応した。

「事業団人材育成方針」に基づき、園独自の育成計画である「ステップアッププラン」を活用し、契約・1級職から3級職まで、各職級で求められる到達目標に対し、具体的な策を記載し取り組んだ。また、グループリーダーが定期的に面談を行い育成を図るとともに、自己申告面談時にも管理職と取組策について振返りを行った。

さらに、指導職層（3級職）については、グループリーダーとして組織運営に携わるなかでマネジメントスキルを習得するとともに、管理職及び監督職層からマネジメント等についての助言を実践するなどOJTを進めた。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

職級等に応じて習得が必要な技術やスキルを学ぶため、年度当初に「個別研修計画書（私の研修プラン）」を作成し、計画的な研修受講に寄与した。

「全体研修」、「棟内研修」、「オンライン研修」と開催形態を複数設定することで、職員のニーズに応じ知識や技術を学べる体制を整えた。

研修内容（テーマ）	参加人数 （実人数）	実施時期
虐待等防止研修（8回実施） 事業団研修も含む	81人	4月・6月・10月 11月・12月
新任研修（4回）	延44人	4月・6月・11月・ 3月
【新規】〈課題別研修〉強度行動障害の理解(①	①19人	①10月

基礎編・②応用編)	② 11人	② 11月
〈課題別研修〉職員のための リフレッシュ講座 ヨガ	18人	2月
〈危機管理〉リスクマネジメント研修 ①初級 ②リスクアドバンス研修 ③リスクマネジメントと権利擁護の両立	延人数 ① 15人 ② 20人 ③ 17人	① 5月 ② 7月 ③ 10月
〈危機管理〉薬に関する研修 正しい薬の飲み方、副作用等	15人	6月
【新規】〈危機管理〉危険個所把握研修	15人	6月
〈危機管理〉感染症対策研修	22人	10月
〈危機管理〉救急救命講習会	52人	4月から2月まで
〈資格認定〉サービス管理責任者更新研修	2人	9月・10月
〈資格認定〉サービス管理責任者基礎研修	1人	8月
サービス発表会 (棟単位で設定したテーマ)	37人	11月
看取り研修	17人	8月
棟内研修(陰部洗浄研修・地域移行研修・アンガーマネジメント研修・マインドフルネス研修・利用者体験研修・薬の効果研修・フットケア研修・胃ろう研修・コミュニケーション研修・嚥下口腔ケア等)	延181人	6月から2月まで

※その他、各グループ・各棟で研修を適宜実施した。

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

これまで培ってきた専門性を継承し更に高度な支援を提供していくことを目的に、強度行動障害関連研修は19人が受講した。喀痰吸引研修は2人が受講し、いずれも修了、資格習得に至った。

下記記載事項以外にも、サービス管理責任者更新研修や相談支援従事者初任者研修などを受講した。

事 項	計 画	実 績
強度行動障害研修の受講者		
①基礎	① 3人	① 9人
②実践	② 3人	② 10人
③指導者養成	③ 2人	③ 0人
喀痰吸引の資格取得者(特定・不特定)	不特定1人	不特定2人

オ 外部専門家、外部医師等との連携

作業療法士・理学療法士が施術及び棟職員に対するアドバイスを行いながら、日常的な機能維持プログラムを実施した。また大学教授（作業療法士）を講師に招へいし、各生活棟のリハビリ担当者を窓口として、定期的な生活機能評価を実施し、機能維持プログラムの成果をモニタリングしながらプログラムを進めた。

強度行動障害を抱える利用者への支援として、外部専門家によるコンサルテーションを継続して実施した。月に一度開催したコンサルの場で助言を受けた内容を支援に反映し、その結果を専門家に伝え再び助言を受けながら、PDCA サイクルに沿って支援に取り組んだ。

医療面では、歯科衛生士による内視鏡での嚥下検査を実施し、利用者に合った食事形態が提供できているかの確認や相談を実施した。

（２）アクションⅡ－② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

都におけるセーフティネットの役割を果たすべく、最重度の知的障害者や強度行動障害、医療ケアのある知的障害者など民間施設では対応困難な利用者等の受入れを行うために、利用調整委員会を開催し、男性３人、女性１人の入所を決定した。新規入所者は、自傷・他害などの強度行動障害が激しい方や介護者の高齢化・虚弱化、内科的な疾患による医療面のケアが必要であることなど、在宅や民間施設では対応が難しいケースであった。また、地域で虐待を受けた障害者の緊急保護の相談はなかったが、家族状況の変化（家族の緊急入院等により家庭での対応困難等）により緊急保護の相談が２件あり、１件受け入れた。

<参 考 令和７年３月３１日現在>

医療的ケアを必要とする利用者の割合 （胃ろう、喀痰吸引、インシュリンなど）		47.3% （114人中54人）
強度行動障害のある利用者の割合	施設入所	49.1% （114人中56人）
	通所	43.5% （23人中10人）

イ 専門的な支援の充実

様々な職種の職員が連携し、利用者一人ひとりに合わせた「くらしのプラン（個別支援計画）」を実現できるように支援した。

健康推進科と生活棟との窓口を明確にするため、各利用者のプライマリナース（担当看護師）制を継続し、職員が確認しやすい体制を整えている。また、生活棟と健康推進科とが一層の連携を図りながら、適切な医療的ケアを実施した。喀痰吸引の資格者については、２人が研修受講（２号研修・不特定の者）し、いずれも修了した。

利用者の生活機能維持のため、生活機能評価を実施し、その結果を基に作業療法士・理学療法士のアドバイスを受けて、各棟で生活機能維持プログラムを実施した。利用者の生活の中にリハビリ的な視点を取り入れ、日常生活の動作や介助に活かすことによって、効果的な機能維持の取組を行った。

生活棟の機能維持プログラムの実践報告会を開催し、取組内容を園内で共有するとともに、専門職によるスーパーバイズを受ける機会とした。

都の強度行動障害研修は、基礎編を9人、実践編を10人の職員が受講し、専門的な知識の習得に努めた。専門的スキルがある職員を中心とした行動分析チームでは、支援困難ケースの検討を行うとともに支援スキルの継承にも努めた。さらに心理支援の必要性が高い利用者には、専門職と連携し、個々の特性に合わせ個別面接などの心理支援を実施し、利用者支援の充実に寄与した。

令和5年度に引き続き、社会福祉法人北摂杉の子会によるコンサルティング事業を実施し、強度行動障害を有する利用者に対する適切かつ効果的な支援法を学ぶ機会となった。

※心理職員による利用者へのケア

実績欄カッコ内は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和7年3月31日）

項 目	計 画	実 績
個別面接	延265人 (全120人中8人、 6.7%)	延187人 (全114人中10人、 8.8%)

※心理職については年度当初未配置。6月に1人が配置され、8月より支援を本格実施した。

ウ 生活環境・日中活動の充実

日中活動は、利用者の高齢化・虚弱化や多様化するニーズに対応するとともに、「くらしのプラン（個別支援計画）」に応じて選択・参加できるように「作業運動系・趣味系・穏やか系」の3つのカテゴリーに分け、週に25種のプログラムを提供した。

日中活動調整会議を年2回開催し、活動の見直しを行った。第1回では、利用者の様子や特性などを考慮し、全体で活動登録の見直しについての検討を行った。第2回において活動の登録見直しを行う予定ではあったが、令和7年度前半に改築に伴う利用者の暮らし替えが想定されたため、議論の結果、見直しは行わず継続対応とし、暮らし替え後に安定した時点で行うこととした。

（3）アクションⅡ－③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、保育士・社会福祉士・介護福祉士の実習生の受入れを行った。

事 項	延計画人数	延実績人数
保育士等実習生の受入れ	360人	229人
職場体験の受入れ	10人	0人
施設見学の受入れ	20人	47人

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ－① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

障害者の地域生活継続を支えるためのサービスとして、利用者個々のニーズに応じた短期入所事業（定員10人）、通所による生活介護事業（定員20人、登録23人）を実施した。

短期入所事業では、短期入所調整会議と短期入所関係者会議を適宜開催し、支援困難ケースの情報共有を行った。

また、自主事業として、特定相談延べ49ケースに対して、サービス等利用計画34件、モニタリング103件、訪問・面談等478回を実施した。

その他、基本相談として延べ150人に対し295回の相談に応じた。

サービス内容	対象地域	計 画	実 績
短期入所事業	八王子市 他	延1,500人	延1,422人
生活介護事業（通所分）	八王子市内	延3,100人	延3,598人

《相談支援室ポレポレ》

特定相談支援事業	八王子市内	50ケース	延49ケース
----------	-------	-------	--------

(2) アクションⅢ－③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくり

や災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

令和5年5月より5類となった新型コロナウイルス感染症対策において、地域の行事参加については、配慮を施しつつ行動制限の解除に取り組んだ。園行事についてもコロナ禍以前の状況と同様、地域町会との共催を行った。

イ 多様な主体との連携

新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、利用者の社会参加や地域との交流を行った。特殊活動ボランティア（縫製ボランティア）の活動の継続及び園行事でのボランティア受入れを行った。

ボランティア	領域	2領域	内容	特殊活動ボランティア、行事ボランティア
	延人数	42人		

ウ 地域との連携・協力関係の強化

八王子市内障害者等入所施設連絡会事務局、小田野中央公園まちづくりの会事務局として、地域と連携して課題に取り組んだ。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
八王子市障害者地域自立支援協議会への参画	—
八王子市内障害者等入所施設連絡協議会 会長施設 事務局	市内障害者等入所施設12施設会議 2回参加（7月・2月実施）
恩方地区まちづくり懇談会	八王子市、地元町会、学校等、恩方地区まちづくり懇談会に参加（2月実施）
八王子ワークセンターとの連携	八王子市役所「はっち」作品販売
小田野中央公園まちづくりの会事務局	役員会等に年間10回参加・秋のワークショップ（9月実施）・さくらまつり（3月中止）
研修会の開催・講師の派遣	—
市民センターまつりへの参画・協力	恩方市民センターまつり実行委員会 4回参加（8月・9月・10月）・恩方市民センターまつり（10月実施）
地元祭礼等への協力	8月小田野連合町会夏祭り（中止） 9月八幡神社祭礼（中止）
盆踊り（町会との共催）	7月盆踊り大会（町会と共催）実施
八王子市相談支援連絡会	市内相談支援事業所会議2回参加

エ 災害・防犯対策の取組強化

「八王子福祉園消防計画」、「事業継続計画及び対応マニュアル」に対する理解を深め、園内防災設備の利用方法習熟のため、新規職員、転入職員等に対する園内防災対策及び防災設備説明会を実施した。また、備蓄品等の確認を行った。

5月から12月にかけて、エリア別に地区別防災訓練を実施した。

9月に実施した総合防災訓練では、日中に発災を想定する機会を創出した。

1月に実施された事業団総合防災訓練においては、利用者及び職員の安否確認訓練等を行った。その際、新たに導入された安否確認システムを活用した情報連絡訓練等を通じて、その習熟に努めた。

また、八王子市と福祉避難所協定を締結しており、地域における非常時の態勢強化を図っている。

防犯については、12月に高尾警察署の協力のもと、署員に不法侵入者を演じていただき本格的な対応訓練を行った。その後、さすまたの使用について実践指導を受けるなど、防犯意識の向上に努めた。

事 項	計 画	実 施	内 容・協力機関等
防災訓練	毎月	12回	八王子消防署
防犯訓練	1回	1回	園内への不審者の侵入を想定した 防犯訓練 高尾警察署
防火管理委員会	4回	4回	令和5年度活動報告 令和6年度防災訓練実施計画等

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ－② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

クールビズやウォームビズの推奨、冷暖房の適温設定等、利用者や職員の健康に影響を及ぼさない範囲で、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を行い経費節減に努めた。

(2) アクションⅣ－③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

管理職や部門長など経営層は、感染症事案の発生時に、在宅においてもテレワーク用のパソコンを有効活用して情報共有を行い、園内への指示や本部報告などを行った。

また、利用者の安全確保のために共用スペースに見守りカメラを設置し、見守りロボット（A I－V I E W）や、離床・バイタルセンサー（見守りライフ）などの見守り支援機器を活用することで利用者の見守りと職員の負担軽減を実現した。

(3) アクションⅣ－④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

安全衛生委員会を毎月開催し、労災防止対策のほか新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に取り組んだ。また、腰痛や頸肩腕検診の実施結果や定期健康診断の受診状況等について委員間で共有した。

新型コロナウイルス感染症対策として、園診療所を八王子市の受託医療機関に登録し、希望する利用者に対してワクチン接種を行った。

メンタルヘルス対策については、事業団の「実施要綱」に基づいてストレスチェックを実施した。

さらに、職場環境に関しては改善要望箇所の確認及び優先度の高い箇所から施設補

修・修繕を行うことで、職員の負担軽減に寄与した。

(4) アクションⅣ－⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンスチェックリスト、eラーニング研修及びコンプライアンス推進研修の実施を通じて、職員のコンプライアンス意識の強化及び浸透を図り、改善に繋がった。

コンプライアンス研修受講率	92%
---------------	-----